

令和7年度 第7回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 8階 8BC 会議室

開催月日 令和 7年10月24日(金)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第41条第2項において準用する同法第39条第4項の規定に基づく諮問について

2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 令和8年度 税制改正要望(農林水産省)(案)について

6 協 議

1) 令和7年度 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請書(案)について

7 その他

8 閉 会

次回 令和7年度第8回常設審議委員会は、令和 7年11月25日(火曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 3階 3S会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

令和 8 年 度
税 制 改 正 要 望 (案)

令和 7 年 8 月
農 林 水 産 省

第 1 農業の持続的な発展

- 1 認定就農者に利用させるため農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置（5年間、課税標準の1/3控除）の2年延長等（固定資産税）
- 2 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置（貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等）の2年延長等（固定資産税・都市計画税）
- 3 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）
- 4 農業者年金の保険料上限額の引上げに伴う税制上の所要の措置（所得税、個人住民税）
- 5 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の3年延長（所得税・法人税、個人住民税）
- 6 農業者が農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の2年延長（登録免許税）

【復興庁共管】

- 7 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の2年延長（登録免許税）
- 8 制度資金など関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 9 新品種の育成・普及に向けた農研機構の業務追加等に伴う税制上の所要の措置（複数税目）

第 2 食料安全保障の強化

- 1 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却（機械・装置30%、建物等35%）の2年延長（所得税・法人税）
- 2 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく事業用施設に係る課税標準の特例措置（資産割1/4控除）の2年延長（事業所税）

- 3 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の2年延長等（所得税・法人税）

【経産省等2省共管】

- 4 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除〔研究開発税制〕の拡充及び延長（所得税・法人税、法人住民税）

【経産省等9府省庁共管】

- 5 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の2年延長（不動産取得税）

【経産省等2省共管】

第3 環境と調和のとれた食料システムの確立

- 1 みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（機械・装置等32%、建物等16%）の2年延長（所得税・法人税）

- 2 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）の2年延長（固定資産税）

- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の2年延長等（固定資産税）

※特例割合（バイオマス発電設備（1万kw以上）の場合）：2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の2年延長〔畜産事業場の汚水・廃液処理施設〕（固定資産税）

※特例割合：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 5 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の2年延長等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等2省共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の2年延長（所得税）

- 2 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）

第5 水産施策の推進

農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）

第6 東日本大震災からの復興

- 1 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の3年延長（所得税・法人税）
【復興庁等3省庁共管】
- 2 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の3年延長等（所得税・法人税）
【復興庁等2省庁共管】
- 3 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の5年延長（印紙税）
【金融庁等3省庁共管】

第7 その他

- 1 米の生産性の向上等に向けた取組を支えるための方策の検討
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討
【内閣官房等13府省庁共管】
- 3 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し（法人税）
【厚労省共管】
- 4 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税）
【金融庁等2省庁共管】
- 5 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等（所得税、個人住民税）
【金融庁等3省庁共管】

- 6 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税、法人住民税）

【厚労省等6省庁共管】

- 7 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和（複数税目）

【厚労省共管】

[税制改正見直し事項（廃止・縮減）]

- 1 東日本大震災の被災者等が被災した農用地の代替農用地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税措置の縮減（登録免許税）

【復興庁共管】

- 2 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税措置の縮減（印紙税）

【復興庁共管】

- 3 東日本大震災の被災者等が被災農用地に代わる農用地を取得した場合の課税の特例措置（被災農用地の面積相当分を控除）の廃止（不動産取得税）

【復興庁共管】

- 4 東日本大震災の被災者等が建造又は取得した漁船に係る所有権の保存登記等の免税措置の廃止（登録免許税）

- 5 東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の非課税措置の廃止（印紙税）

- 6 東日本大震災の被災代替資産等（漁船）に係る特別償却（24%）の廃止（所得税・法人税）

【復興庁等2省庁共管】

- 7 東日本大震災の被災代替償却資産（漁船）に係る特例措置（4年間、課税標準の1/2控除）の廃止（固定資産税）

【復興庁等2省庁共管】

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(農林水産省 経営局 経営政策課)

項 目 名	農業者年金の保険料上限額の引上げに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p><制度の概要></p> <p>農業者年金の保険料については、社会保険料控除として全額所得控除可能。</p> <p><要望の内容></p> <p>農業者年金の保険料の上限額 6.7 万円について、7.4 万円に見直した後も、引き続き、保険料の全額を社会保険料控除の対象にすることを要望。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	(ー 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農業者の老後生活の安定を目的とした農業者年金制度によって農業で生計を立てる担い手の育成・確保を図って、農業生産の向上を実現することにより、食料自給力を確保するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国において、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域内に農地の受け手がないことなどの理由により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。</p> <p>このような状況を踏まえて、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月策定）において、農業の持続的な発展に向けて、農業者年金等の支援も含めて農業で生計を立てる担い手を育成・確保することとされている。</p> <p>農業者年金制度は、老後所得の充実により農業で生計を立てる担い手（自営農業に従事する個人）を確保しようとするものであるが、現行の保険料上限額 6.7 万円については平成 14 年度制度創設当時の据え置かれた基準額であり、公的年金を補完し、老後にむけた資産形成を支援する観点から、見直す必要がある。</p> <p>また、課税の公平性を確保する観点から、今般掛金上限額の引上げが措置された国民年金基金等の拠出限度額 7.5 万円（現行 6.8 万円）と平仄をあわせるため、7.4 万円（現行 6.7 万円）に引き上げ、農業者年金制度の更なる充実等について見直しを行う必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 我が国の食料供給</p> <p>《政策分野》 食料自給力の確保</p>
		政策の達成目標	49歳以下の農業従事者数を維持する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	49歳以下の農業従事者数 4.8万人（令和5年度）	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平均寿命が延びる中で、農業者の自主的な努力を支援する農業者年金の更なる充実・普及を図ることは、農業者の高齢期における所得の確保に資するとともに農業の持続的な発展に向けた農業で生計を立てる担い手の確保に寄与することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○農業者年金事業（うち新制度分） 令和7年度予算：76,005百万円（621百万円） 令和8年度要求：76,005百万円（621百万円）</p> <p>○(独)農業者年金基金運営費交付金 令和7年度予算：4,263百万円 令和8年度要求：4,985百万円</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農業者年金事業は、①旧制度の加入者（受給権者）への年金給付に要する費用の国庫負担、②新制度加入者のうち政策支援（保険料補助）の対象者への国庫助成に係る予算となっており要望項目の対象者と重複することはない。

		要望の措置の妥当性	農業者年金制度においては、生涯所得に資する年金水準を確保するとともに、公的年金として過大な年金額となることのないように年金設計されていることから、必要最小限の措置で、農業者の老後生活の安定を図り、もって農業者の確保に資する有効な手法である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年度 創設（～平成13年度）※旧制度 ・平成14年度 創設 ※新制度 ・令和2年度 加入可能年齢について、「60歳未満」から「65歳未満」へ引上げ 	

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長								
税目	所得税、法人税								
要 望 の 内 容	<p>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長すること。</p> <p>[現行制度の概要] 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、その肉用牛の売却により生じた農業を営む個人の事業所得に対する所得税は免除、農地所有適格法人にあっては、利益の額を損金の額に算入する。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1487 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(▲3,700 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(－ 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(▲3,700 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円								
(制度自体の減収額)	(▲3,700 百万円)								
(改正増減収額)	(－ 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>本特例措置は、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）」（目標年度令和12年度）において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。</p> <p>また、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。</p> <p>さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：1,132億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>今後とも肉用牛経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定供給を図っていくためには、引き続き、本特例措置の継続が必要不可欠である。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野] 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>														
		政策の達成目標	<p>「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）」における令和12年度※の牛肉（部分肉）生産量を達成目標としている。</p> <p>※目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>令和5年度 (A)</th> <th>令和12年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (5～12年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（部分肉）生産量 〈枝肉換算〉 (単位：万トン)</td> <td>35 <50></td> <td>36 <51></td> <td>0.14</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table>		目 標				令和5年度 (A)	令和12年度 (B)	年平均伸び率 (%) (5～12年度)	比率 (%) (B)/(A)	牛肉（部分肉）生産量 〈枝肉換算〉 (単位：万トン)	35 <50>	36 <51>	0.14	103
			目 標														
			令和5年度 (A)	令和12年度 (B)	年平均伸び率 (%) (5～12年度)	比率 (%) (B)/(A)											
		牛肉（部分肉）生産量 〈枝肉換算〉 (単位：万トン)	35 <50>	36 <51>	0.14	103											
租税特別措置の適用又は延長期間	<p>所得税 令和9年1月1日から令和11年12月31日</p> <p>法人税 令和9年4月1日から令和12年3月31日</p>																
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																
政策目標の達成状況	<p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（部分肉）生産量 〈枝肉換算〉 (単位：万トン)</td> <td>34 <48></td> <td>35 <49></td> <td>35 <50></td> <td>35 <50></td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省：食肉流通統計)</p>		3年度	4年度	5年度	6年度	牛肉（部分肉）生産量 〈枝肉換算〉 (単位：万トン)	34 <48>	35 <49>	35 <50>	35 <50>						
	3年度	4年度	5年度	6年度													
牛肉（部分肉）生産量 〈枝肉換算〉 (単位：万トン)	34 <48>	35 <49>	35 <50>	35 <50>													
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年度 (見込み)</th> <th>7年度 (見込み)</th> <th>8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>18,762</td> <td>18,762</td> <td>18,762</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>4,929</td> <td>4,929</td> <td>4,929</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6年度 (見込み)	7年度 (見込み)	8年度 (見込み)	件数	18,762	18,762	18,762	減税額 (百万円)	4,929	4,929	4,929			
		区分	6年度 (見込み)	7年度 (見込み)	8年度 (見込み)												
		件数	18,762	18,762	18,762												
		減税額 (百万円)	4,929	4,929	4,929												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9年度 (見込み)</th> <th>10年度 (見込み)</th> <th>11年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>18,762</td> <td>18,762</td> <td>18,762</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>4,929</td> <td>4,929</td> <td>4,929</td> </tr> </tbody> </table>	区分	9年度 (見込み)	10年度 (見込み)	11年度 (見込み)	件数	18,762	18,762	18,762	減税額 (百万円)	4,929	4,929	4,929			
		区分	9年度 (見込み)	10年度 (見込み)	11年度 (見込み)												
		件数	18,762	18,762	18,762												
減税額 (百万円)	4,929	4,929	4,929														

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。また、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用等による地域経済の活力維持に寄与する。</p>
相当性		<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置（地方税）</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>肉用子牛生産者補給金制度（令和7年度 66,227 百万円） 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。</p> <p>肉用牛肥育経営安定交付金制度（令和7年度 97,726 百万円） 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の一部を交付金として交付。</p> <p>肉用牛経営安定対策補完事業（令和7年度 3,828 百万円） 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備の支援、離島及び山振地域における肉用子牛の集出荷促進及び、繁殖雌牛の増頭の取組を支援する。</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山振地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。</p> <p>これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。</p> <p>さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：1,132億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>このため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

区分	3年度	4年度	5年度
件数	19,232 (22,013)	14,227 (22,013)	11,561 (22,013)
減税額 (百万円)	11,175 (10,257)	4,676 (10,257)	3,673 (10,257)

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

根拠条文	適用件数	適用総額
67の3	1,765	225億円

(令和5年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第217回国会報告))

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]

	3年 (実績)	4年 (実績)	5年 (実績)	6年 (実績)
1戸当たりの頭数 (頭)	61.9	64.7	69.6	73.2

(農林水産省：畜産統計)

[特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数の推移]

	5年 (実績)	6年 (実績)
1戸当たりの頭数 (個人)(頭)	25.8	33.4
1戸当たりの頭数 (法人)(頭)	782.0	811.4

(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和6年))

1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。

前回要望時の達成目標

	目 標			
	平成30年度 (A)	令和12年度 (B)	年平均伸び率 (%) (30~12年度)	比率 (%) (B)/(A)
牛肉(部分肉)生産量 <枝肉換算> (単位：万トン)	33 <48>	40 <57>	0.58	147

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

前回要望時(令和4年)において、目標としていた牛肉生産量40万トン(目標年度は令和12年度)に対し、令和4年度以降、牛肉の生産量は前年度を上回って推移したものの、令和6年度実績は35.3万トンにとどまった。この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量の大幅な増加にはならなかったことが考えられる。

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>令和 5 年度：延長 令和 2 年度：延長 平成 29 年度：延長 平成 26 年度：延長 平成 23 年度：延長 1 戸当たりの売却頭数の上限見直し（2,000 頭から 1,500 頭）、1 頭当たりの売却価額の上限を見直し（交雑種の売却価額 100 万円から 80 万円） 平成 20 年度：延長 1 戸当たりの売却価額に上限（2,000 頭）を設定、1 頭当たりの売却価額の上限を見直し（乳用種の売却価額 100 万円から 50 万円） 平成 17 年度：延長 適用期間を 5 年間から 3 年間に短縮 平成 16 年度：農業災害補償法の改正に伴う規定の整備 平成 12 年度：延長 平成 7 年度：延長 平成 2 年度：延長 農協等の指定要件の変更、農協等への委託販売の対象に肉専用種子牛を拡大 昭和 60 年度：延長 昭和 55 年度：延長 子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛の追加、100 万円以上の肉用牛を課税 昭和 52 年度：延長 昭和 49 年度：乳用雄子牛の価格安定事業を行う農林水産大臣の指定を受けた農協等を追加 昭和 47 年度：延長 昭和 45 年度：食肉センター等のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和 44 年度：条例市場のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和 42 年度：創設</p>
-----------------------	---

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(農林水産省経営局農地政策課)

項目名	農業者が農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>農業を営む者が、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）に規定する農地中間管理機構（以下「機構」という。）が作成する農用地利用集積等促進計画及び福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）に規定する福島県知事が作成する農用地利用集積等促進計画をいう。以下同じ。）により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（20/1,000→10/1,000）の適用期限を 2 年延長すること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— (— (—</p>	<p>百万円 百万円) 百万円)</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用や担い手の生産性向上を推進し、食料自給力を確保すること

(2) 施策の必要性

- ① 高齢化や人口減少により農業者の減少が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農林水産省では、昨年6月に改正施行された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策として、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、

ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、

イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく

こととし、加えて、地域計画の実現のためには、機構が地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分することが重要であるため、農地の権利移動の手法を、機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に一本化する改正を行い、従来以上に機構を介した農地の権利移動を推進することとしたところである。

担い手への農地の集積・集約化に向けては、機構が行う農地中間管理事業による利用権設定だけでなく、機構が行う農地売買等事業による所有権移転も有効な手段であり、都府県と比べ農地が安価である北海道を中心に実施されているところ。

農地売買等事業は、出し手の売渡希望時期と受け手の買入希望時期のタイムラグを、機構が一旦保有することにより解消することができ、離農農家の農地を担い手へ引き渡す手段として有効である。

今後も農地売買等事業による担い手への農地の集積・集約化を推進し、地域計画の実現を後押しするためにも、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置は、引き続き継続していく必要がある。

- ② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定されている。

ア 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（令和6年6月5日改正法施行）

（望ましい農業構造の確立）

第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の種類及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（農地の確保及び有効利用）

第28条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

		<p>イ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）</p> <p>「食料安全保障の確保」を実現する観点から、「食料自給力の確保」において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度の担い手への農地集積率の目標値として7割 ・地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることを明記。 <p>ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号） （援助）</p> <p>第31条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p>													
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 我が国の食料供給</p> <p>《政策分野》 食料自給力の確保</p>												
		政策の達成目標	令和12年度の担い手への農地集積率が7割												
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間延長												
		同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を7割に拡大していく												
	政策目標の達成状況	令和7年3月末における担い手への農地集積率は61.5%。													
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>11,213</td> <td>11,233</td> <td>11,216</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	適用件数(件)	11,213	11,233	11,216	減収額(百万円)	32	32	32
	令和7年度	令和8年度	令和9年度												
適用件数(件)	11,213	11,233	11,216												
減収額(百万円)	32	32	32												

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>令和8年度の農地の有償所有権移転見込み件数(50,780件)のうち、農用地利用集積等促進計画による見込み件数(14,892件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用見込み件数(11,233件)は75%を占めており、農用地の円滑な権利移動を促し、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標達成に寄与する。</p> <p>※ 令和8年度の見込み件数は、令和2年度～令和4年度の「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。</p>												
相当性		<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の課税標準の特例(不動産取得税)(地方税法附則第11条第1項)</p>												
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>機構が行う農地買入等に要する借入資金に対する利子助成(農地中間管理機構事業の令和7年度予算額約43億円の内数)</p>												
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>機構を経由した農地売買を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進するために、予算上の措置は機構の借入資金に対する利子を助成し、税制上の措置は担い手が農地を取得する場合の登録免許税を軽減することとしている。</p>												
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものであり、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。</p> <p>なお、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画は、機構が作成し都道府県知事が認可・公告するもの、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画は、福島県知事が作成し公告するものであり、本特例措置の適用対象は、いずれも公的な計画に基づく農用地等の取得である。</p> <p>また、適用対象を農用地としての利用が確保される農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内の土地としており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用実績</p> <table border="1" data-bbox="587 1742 1425 1910"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>11,161</td> <td>11,143</td> <td>11,270</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額(法務省・登記統計)</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	適用件数(件)	11,161	11,143	11,270	減収額(百万円)	30	30	34
	令和3年度	令和4年度	令和5年度												
適用件数(件)	11,161	11,143	11,270												
減収額(百万円)	30	30	34												

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>令和4年度の農地の有償所有権移転件数(50,614件)のうち、農用地利用集積計画による件数(14,593件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用件数(11,143件)は76%を占める。</p> <p>※ 令和4年度の件数は、「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。</p> <p>北海道のように、農地の売買価格が農地の収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。特に担い手による農地の購入のニーズがあるものの、すぐに資金を確保できない場合において、農地を譲渡したい離農者等から機構が買い入れ、資金が確保できるまで一定期間機構が農地を保有し、買い手の資金が確保できた後に売り渡すことができる農地売買等事業は、離農者の農地を効率的に担い手に集積するのに役立てられている。</p> <p>本特例措置は、農地取得の際の登録免許税の負担を軽減することにより、農地売買等事業の活用を促進することで、担い手への農地の集積・集約化及び地域計画を実現するための手段として有効である。</p>
	前回要望時の達成目標	令和5年度末までに、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和7年3月末における担い手による農地の利用面積は約263万haであり、全耕地面積(約430万ha)に占める割合は約6割(61.5%)となっている。</p> <p>これまで担い手への農地の集積を進めてきたが、高齢化・人口減少が進み、離農者が増加する中、担い手が利用している農地が分散状態にあり、農業生産の効率化が進まないことから、既存の担い手が農地を引き受けきれない地域が増加していたところ。これらの問題に対応するため、令和5年の改正基盤法により、地域全体の農業の将来の在り方を示した地域計画の策定を法定化するとともに、農地の権利設定を農地の再配分機能を有する機構経由へと一本化する改正を行い、本年4月から制度が本格施行されたところである。</p> <p>今後も改正後の制度を適切に運用することはもとより、必要に応じた見直し、税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成に向けた取組みを加速化する必要がある。</p>
これまでの要望経緯	<p>昭和56年度 創設</p> <p>平成3年度以降2年ごとに期限延長を要望</p> <p>令和3年度 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置</p> <p>令和4年度 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置</p> <p>令和5年度 3年延長</p>	

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(農林水産省経営局農地政策課)

項目名	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業により、農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記（取得後 1 年以内に行うものに限る。）に係る登録免許税の軽減措置（20/1,000→10/1,000）の適用期限を 2 年延長すること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— (— (—</p>	<p>百万円 百万円 百万円)</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用や担い手の生産性向上を推進し、食料自給力を確保すること

(2) 施策の必要性

- ① 高齢化や人口減少により農業者の減少が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農林水産省では、昨年6月に改正施行された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策として、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、

ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、

イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく

こととし、加えて、地域計画の実現のためには、機構が地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分することが重要であるため、農地の権利移動の手法を、機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に一本化する改正を行い、従来以上に機構を介した農地の権利移動を推進することとしたところである。

担い手への農地の集積・集約化に向けては、機構が行う農地中間管理事業による利用権設定だけでなく、機構が行う農地売買等事業による所有権移転も有効な手段であり、都府県と比べ農地が安価である北海道を中心に実施されているところ。

農地売買等事業は、出し手の売渡希望時期と受け手の買入希望時期のタイムラグを、機構が農地を一旦保有することにより解消することができ、離農農家の農地を担い手へ引き渡す手段として有効である。

今後も農地売買等事業による担い手への農地の集積・集約化を推進し、地域計画の実現を後押しするためにも、機構が農地を取得する際の費用を軽減し、担い手に対する売渡価格への転嫁を抑制する本特例措置は、引き続き継続していく必要がある。

- ② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定されている。

ア 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（令和6年6月5日改正法施行）

（望ましい農業構造の確立）

第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の種類及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（農地の確保及び有効利用）

第28条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

		<p>イ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定） 食料安全保障を実現する観点から、「食料自給力の確保」において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度の担い手への農地集積率の目標値として7割 ・地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることを明記。 <p>ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号） （援助）</p> <p>第31条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p>			
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 我が国の食料供給</p> <p>《政策分野》 食料自給力の確保</p>		
		政策の達成目標	令和12年度の担い手への農地集積率が7割		
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間延長		
		同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を7割に拡大していく		
	政策目標の達成状況	令和7年3月末における担い手への農地集積率は61.5%。			
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		適用法人数(機構)	34	34	34
		適用件数(件)	11,213	11,233	11,216
		減収額(百万円)	32	32	32

		<p>※ 令和7年度以降は、「農用地利用集積計画」が、機構を経由する「農用地利用集積等促進計画」に一本化。</p>																
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>令和8年度の農地の有償所有権移転見込み件数(50,780件)のうち、促進計画等による見込み件数(14,892件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用見込み件数(11,233件)は75%を占めており、農用地の円滑な権利移動を促し、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標達成に寄与する。</p> <p>※ 令和8年度の見込み件数は、令和2年度～令和4年度の「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。</p>																
	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>機構が農地を取得する場合の納税義務の免除等(不動産取得税)(地方税法第73条の27の6第1項)</p>																
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>機構が行う農地買入等に要する借入資金に対する利子助成(農地中間管理機構事業の令和7年度予算額約43億円の内数)</p>																
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>機構を経由した農地売買を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進するために、予算上の措置は機構の借入資金に対する利子を助成し、税制上の措置は機構が農地を取得する場合の登録免許税を軽減することとしている。</p>																
<p>相当性</p>	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農地売買等事業は、出し手の売渡希望時期と受け手の買入希望時期のタイムラグを、機構が一旦保有することにより解消することができ、離農農家の農地を担い手へ引き渡す手段として有効である。</p> <p>一方で、機構が農地等を取得した際の登録免許税については、担い手への売渡価格に転嫁されてしまうことから、担い手の費用負担を軽減するために本特例を講じることは妥当な措置である。</p> <p>また、本特例措置の適用対象は、機構が買い入れた農用地区域内の農地等に限られており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数(機構)</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>2,500</td> <td>2,361</td> <td>2,311</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額(法務省・登記統計)</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	適用法人数(機構)	34	35	34	適用件数(件)	2,500	2,361	2,311	減収額(百万円)	9	10	8
	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
適用法人数(機構)	34	35	34															
適用件数(件)	2,500	2,361	2,311															
減収額(百万円)	9	10	8															

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	<p>令和4年度の農地の有償所有権移転件数(50,614件)のうち、農用地利用集積計画による件数(14,593件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用件数(11,143件)は76%を占める。</p> <p>※ 令和4年度の件数は、「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。</p> <p>北海道のように、農地の売買価格が農地の収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。特に担い手による農地の購入のニーズがあるものの、すぐに資金を確保できない場合において、農地を譲渡したい離農者等から機構が買い入れ、買い手の資金が確保できるまで一定期間機構が農地を保有し、資金が確保できた後に売り渡すことができる農地売買等事業は、離農者の農地を効率的に担い手に集積するのに役立てられている。</p> <p>本特例措置は、機構の農地取得の際の登録免許税の負担を軽減し、担い手への売渡価格への転嫁を軽減することにより、農地売買等事業の活用を促進することで、担い手への農地の集積・集約化及び地域計画を実現するための手段として有効である。</p>
	前回要望時 の達成目標	令和5年度末までに、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	<p>令和7年3月末における担い手による農地の利用面積は約263万haであり、全耕地面積(約430万ha)に占める割合は約6割(61.5%)となっている。</p> <p>これまで担い手への農地の集積を進めてきたが、高齢化・人口減少が進み、離農者が増加する中、担い手が利用している農地が分散状態にあり、農業生産の効率化が進まないことから、既存の担い手が農地を引き受けきれない地域が増加していたところ。これらの問題に対応するため、令和5年の改正基盤法により、地域全体の農業の将来の在り方を示した地域計画の策定を法定化するとともに、農地の権利設定を農地の再配分機能を有する機構経由へと一本化する改正を行い、本年4月から制度が本格施行されたところである。</p> <p>今後も改正後の制度を適切に運用することはもとより、必要に応じた見直し、税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成に向けた取組みを加速化する必要がある。</p>
これまでの 要望経緯		平成26年度 創設 以降2年ごとに期限延長を要望 令和6年度 2年延長

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

項目名	制度資金など関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置										
税目	複数税目										
<p>要望の内容</p>	<p>サステイナブルな農業構造への転換に向け、農協系統をはじめとする民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件を有し、より速やかな融資実行が可能となるよう関連施策を見直すに当たり、税制上の所要の措置を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1505 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（—	百万円）									
（改正増減収額）	（—	百万円）									
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応によるサステイナブルな農業構造への転換</p> <p>(2) 施策の必要性 農業経営の規模拡大や食料システムの取組（物流、加工、輸出等）の進展などにより、農業分野の融資は拡大している状況にある。今後、土地利用型を中心に更に拡大していくことが予想される規模拡大等に伴う資金ニーズの拡大に対応するため、民間資金の更なる活用が必要となっている。</p> <p>サステイナブルな農業構造への転換に向け、「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）」を踏まえ、農協系統をはじめとする民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件を有し、より速やかな融資実行が可能となるよう関連施策を見直すに当たり、税制上の所要の措置を要望する。</p>										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課）

項目名	新品種の育成・普及に向けた農研機構の業務追加等に伴う税制上の所要の措置											
税目	複数税目											
要望の内容	<p>気候変動の影響等が深刻化する中、食料の安定供給に向け優良品種の迅速な育成・普及を促進するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下農研機構という。）の業務に、新品種の育成を担う対象者に設備等を供用する業務の追加等を予定しているところ。</p> <p>農研機構は、農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、国内の農業等に関する技術の向上に寄与すること等を目的とした公共法人であり、高い公共性・公益性を有する事業については、各税法において、税制上の優遇措置が講じられている。</p> <p>今般検討中の業務追加後においても、農研機構が行う事業の性質は変わらないことから、業務追加に必要な法制度の制定等を前提に、引き続き税制上の優遇措置を継続すること等を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="901 808 1505 981"> <tr> <td data-bbox="901 808 1230 869">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 808 1289 869">—</td> <td data-bbox="1289 808 1505 869">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 869 1230 929">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1230 869 1289 929">（</td> <td data-bbox="1289 869 1505 929">— 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 929 1230 981">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1230 929 1289 981">（</td> <td data-bbox="1289 929 1505 981">— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>食料の安定供給に向けて、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって品種開発体制を強化することで、社会課題の解決に資する優良な品種の開発及び普及を迅速化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>優良な品種の開発及び普及を実現させるためには、開発段階から産学官連携を強化し、政策ニーズに対応しつつ実需者や生産者のニーズに応じた品種開発を進めることが必要であるため、農研機構が有する先端的な設備等を有効活用することで、都道府県や民間等との連携を円滑化する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 農産局 穀物課）

項目名	米の生産性の向上等に向けた取組を支えるための方策の検討											
税目												
<p>要望の内容</p>	<p>我が国においては、農地が現在の人口 1.2 億人分の需要全体を補うために必要な面積の 1/3 程度しかなく、さらに農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中で、米を含めて食料自給力を確保することが喫緊の課題となっている。</p> <p>このように、食料自給力を確保する観点から、生産者等が生産性の向上等に取り組みやすくなるような環境整備として、税制の特例を設けることを検討する。</p> <table border="1" data-bbox="903 792 1505 960"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）において、米の生産コストを、2030 年（年度）までに 9,500 円/60kg（15ha 以上の経営体）、13,000 円/60kg（全体）とする目標が設定され、この目標の実現のため、地域計画に基づく農地の集積・集約化に加え、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組を進める。また、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、ドローン直播などのより省力的な栽培方式や再生二期作等の実証・導入、適量施肥等による生産コスト低減等を推進することとされたところである。</p> <p>さらに、米の安定供給等実現関係閣僚会議（令和 7 年 8 月 5 日開催）において、今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性として、農地の集積・集約、大区画化や、スマート農業技術の活用、新たな農法等を通じた生産性の向上等を図ることとされたところである。</p> <p>このように、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中で、米の生産性の向上等に向けた取組を支える具体的な方策の検討を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまで、生産性については、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消やスマート農業技術等による省力化栽培技術等の開発・普及等により、単位面積当たり労働時間は低下してきているものの、近年の肥料・農薬等の物財費や人件費の高騰もあり、生産コストは近年下げ止まっている状況にある。さらに農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中で、さらなる生産性の向上等を図るためには、スマート農業技術の導入を加速化する必要があるが、現状においては、生産者等の資金調達等がハードルとなっていることから、生産性の向上等の取組に対するインセンティブとした税制上の特例を講じることを検討する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	米の生産コストを、2030年（年度）までに9,500円/60kg（15ha以上の経営体）、13,000円/60kg（全体）とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	米の生産コストを、2030年（年度）までに9,500円/60kg（15ha以上の経営体）、13,000円/60kg（全体）とする。
		政策目標の達成状況	2023年（年度）における米の生産コストは、11,350円/60kg（15ha以上の経営体）、15,944円/60kg（全体）である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書（案）

令和 7年11月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

新たな食料・農業・農村基本計画の実効性を確保するため、初動5年間を「農業構造転換集中対策期間」として、集中的に農業の構造転換を推し進めるとされている。

我が国の農業者数は、今後、15年間で1/4までに減少することが見込まれており、担い手を育成・確保することが重要である。

日本の年齢階層別の人口を見た場合、令和2年国勢調査結果では、50歳から65歳の人口が約2,500万人おり、このうち就業していない人口は、約790万人いるとされている。

さらには、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により、2025年4月以降は、定年延長や継続雇用制度により、従業員の65歳までの雇用確保措置が義務付けられ、高齢化する日本において、シニア層である50歳から65歳の労働力を最大限に活用する施策が展開されている。

しかしながら、新たな食料・農業・農村基本計画においては、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保するとされており、農林水産省が展開している新規就農者育成総合対策などの従来の要件のままとなっている状況にある。

新たな食料・農業・農村基本計画において、示された施策の大半は、農地の大区画化やスマート農業技術の導入など、従来の施策と代わり映えするものではなく、食料安全保障を再構築するためには、従来の施策にとらわれない大胆かつ効果的な新たな施策が必要であると考えます。

また、農地の総量を確保し、持続可能な農業構造を構築するためには、地方創生と一体的に対策を講じる必要がある。

このため、北海道の農業・農村が将来にわたり、その役割を果たし、食料安全保障を確保するため、以下について要望する。

令和 7年11月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

1 担い手の育成・確保に必要な方向性について

我が国の食料安全保障を構築するためには、農地政策として、農地の総量を確保し、農産物の生産振興を推進し、それらを実現するための基盤整備を促進することが必要であるが、最終的には、農業を担う者を確保することが最重要項目となる。

現在、各種政策が展開されている状況にあるが、いずれの政策においても担い手の育成と合わせた対策となっていない状況である。

また、担い手の育成・確保を行うためには、住環境の維持・整備は不可欠であり、地方創生と一体的に行われなければ、担い手対策だけを講じても効果は発揮されない。

人口減少下において、農業の担い手を確保することは、我が国の食料安全保障を構築するだけでなく、農村部における地方創生を行うことにもつながることから、従来の政策を改め、省庁をまたがるプロジェクトチームを創設し、これまでの政策の検証を行った上で、担い手対策を再構築すること。

2 新規就農対策・担い手対策の再構築 ～シニア層の人材活用～

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、2025年4月からは、65歳までの雇用の確保が義務化されている。

しかしながら、農林水産省が作成している「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」では、持続可能な農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により49歳以下の担い手を確保するとされており、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正等が反映されていない。

農業者の人口減少・高齢化は、日本全体の状況より加速的に進んでいることから、多様な人材の確保が急務である。

また、近年、トラクター・コンバインなどの農業用作業機械、ビニールハウスなどの農業用資材が高騰しており、新規就農をする場合における高額な初期投資が課題である。

このため、既存の新規就農者育成総合対策の年齢制限の引き上げ又は撤廃を行うとともに、就農時における機械・資材の導入を含めた総合的な対策へ再構築すること。

3 関係人口の増加による地域の活性化（地方創生）

新規就農・農家後継を安定的に確保していくためには、ライフラインなどの住環境の整備も併せて行う必要があり、過疎地帯においては、地方創生と一体的な農業の担い手の育成・確保が必要となる。

政府は、地方創生・地方創生 2.0 において、人口減少下における地方創生として、地域に定期的に訪問する人口、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしている。

国土交通省の「関係人口の実態把握」を基に数値化してみると、北海道の関係人口は、2,000 人弱程度しか把握されていない。また、5 万人以上の人口がある市町村を除くと、北海道内で把握されている関係人口は、400 人弱という状況であり、関係人口による地域の活性化が可能なレベルとなっていない状況にある。

過疎地域の衰退に歯止めをかけるためには、関係人口の増加と定住人口の増加が必須である。

また、政府は、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしているが、「都道府県別の経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）」（国土交通省）によると、通勤の機会費用も加味した場合、群馬県 35 位、埼玉県 38 位、神奈川県 43 位、千葉県 44 位、東京都最下位と首都圏程豊かでないことから、関係人口を創出するための方策が不可欠な状況である。

このため、関係人口を増加させることを目的に、各市町村役場にマイナンバーカードチェックイン機を設置し、土日祝日における在住している市町村から市町村外への移動距離に応じて、マイナポイントを付与するなど、関係人口の増加を喚起させる対策を講じること。

4 地方創生による地域の活性化（民間活力の活用）

我が国における上場企業は約 4,000 社であり、うち東京都内の上場企業は約 2,000 社となっており、いずれも全国の 1,724 市町村を超える企業数となっている。

食品関係工業出荷額は、11 道府県で 20%を超え、北海道・鹿児島県などでは、40%を超える状況となっており、地方経済の基盤となっている。

また、地方経済は、国内 GDP の 60%を超える状況となっており、地方経済なくして、日本経済は成り立たないと考えられる。

さらに、市町村によっては、人口減少対策における一種の諦観を持っている部分もあり、外部の人材による新たなアイデアが必要と考えられる。

このため、上場企業における農村部への社会貢献制度を構築し、農村部への人的支援・物的支援・資金的支援が行われることにより、関係人口を増加し、農村部における生産空間・地域コミュニティの維持・発展を図ること。

5 主食（米飯）における基本的考え方の再整理の必要性

農林水産省では、「お米と食料安全保障」として、農林水産省の HP において、

○ お米は、唯一の国内で自給可能な穀物であり、国外で起きる食料供給上のリスクに対して影響をもっとも受けにくい。

○ この状態が持続可能なものであり続けるためには、もう少しお米を食べる機会や量を増やすことがとても効果的。

○ 2021 年の世界の米消費量は 2019 年比で 4.5% 増加。

○ 世界的には、お米の収穫量の減少が見込まれており、食料安全保障の危機感が増しています。

○ 世界では、食べるものに困っている人が約 12 億人もいます。

○ 毎日不自由なく食べられることは、決して当たり前のことではない。

と主食であるお米の重要性を理解しているにも関わらず、実際に講じられてきた対策では、食料難のリスクを顧みず、需要に応じた生産を求め、近年では、畑地化を推進し水田を減少させる政策を展開してきた。

その結果、日本人の食生活においては、米食の割合は、33% まで落ち込み、昭和 42 年には、1,445 万トンあった米の生産量は、令和 4 年度では、675 万トンまで落ち込んでいる状況にある。

世界的には、食料危機が危惧される中において、日本への食料の輸入が途絶えた場合、米食の割合は、現在の 33% から 69% に跳ね上がると考えられるが、それに対応するために必要なお米の生産量は、1,411 万トンが必要であり、現在では、生産不可能な数値となっている。

令和の米騒動を機に、主食の生産は増産の方向性となっているが、これを機に、将来を見据えた主食における基本的考え方を再整理することが必要である。

このため、輸入が途絶することを想定した主食の増産に関する明確な生産量の年次目標並びに、増産計画に伴う水田整備に関する明確な面積目標を明示し、主食用米に関する再生可能な価格の形成並びに所得補償制度の構築とともに、主食の増産対策を講じること。

6 農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正法案が、令和7年6月11日に成立した。

改正法では、農林水産省が認定した指定飲食料品等事業者等が組織する団体が、適正価格の指標を作成し公表するとされている。

しかしながら、米の店頭価格での高騰に伴い、適正価格が形成される前の段階において、「コメは5キロ3,000円台でなければならない」など、米の店頭価格における上限値が設定された形となってしまっている。

中東情勢の悪化、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、台中関係の緊迫化などにより、さらに農業用資材等の高騰が見込まれる中において、事実上の上限価格は、コスト割れを起こす要因となり得る。

このため、サステイナブルで再生産可能な価格の形成にあたり、国が責任をもって対応すること。

また、価格が形成された後、再生産が困難となった場合における所得補償制度の整備を行うこと。

7 備蓄米の運用方法の確立

令和の米騒動により、備蓄米が放出され、米の店頭価格が抑制された状況にある。

本来、備蓄米は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」により、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいうと規定されている。

令和の米騒動により、「米穀の生産量の減少」したことから、備蓄米が放出されているが、放出の仕方が疑問である。

これまで、備蓄米は、5年を経過すると飼料用米へと用途変更して、新米からの新たな備蓄と引き換えに処分されている状況にある。

今回、備蓄米を放出するにあたり、新しい備蓄米から放出されている状況にあるが、これでは、複数年、連続して、「米穀の生産量が減少」した場合に、備蓄米が不足するという事態を引き起こしかねない。

このため、複数年連続して「米穀の生産量が減少」した場合に対応できるよう、備蓄米を放出する際のルールを確立することが必要である。

8 大規模化に対応するための支援施策の構築

2050年の認定農業者数の減少数の推測値から、道内の農地の全てを維持・保全することを前提に試算すると、2050年までに経営面積が、令和5年現在の経営面積から見て、1.5倍以上となる市町村は、全道で135市町村ある。

現状の農業経営において、1.5倍以上の経営面積とすることが可能な農業経営体はわずかであり、このままでは、本道において、農地の総量を確保することは困難となることも想定される。

既存の農業経営体並びに新規就農等の農業参入者が規模拡大等により、本道の農地の総量を確保するためには、規模拡大が可能となる農業用機械・スマート農業等の導入が必要である。

しかしながら、農業用機械並びにスマート農業に対応するための機材は、物価高騰の中で、急激に高騰しており、これまでの支援対策等では対応できない状況にある。

従来支援対策では、農林水産事務次官依命通知「農業用機械施設補助の整理合理化について」（以下、機械整理合理化通達）において、共同利用機械に限り補助対象とされており、補助対象となる農業者に対し補助をし、その後、補助対象となった農業者が農機具メーカーから共同利用機械を導入している。

農機具メーカーは、国庫補助が入っている場合、農機具の値引きをせずに販売することから、結果的に、補助が農機具の価格を維持させている側面がある。

また、機械整理合理化通達により、共同利用機械の導入に限定されていることから、補助を必要とする農業者は、任意組織や法人化をすることが必要となるが、経営規模が大規模化している北海道においては、個人経営において100haを超える

経営規模となっている者もあり、今後、このような農業者が増加することを考えると機械整理合理化通達は、現場の実情に合わなくなっている状況にある。

このため、農業用機械の補助にあたっては、農業者への補助ではなく、農機具の販売台数と割引率に応じた農機具メーカーへの補助へと改め、農業者の農業用機械等の導入費用の抑制を行う方式へ転換すること。

9 持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立について

近年の資材高騰等の影響により、農業関係公共事業の事業費も高騰している状況にある。

国土交通省が示している建設工事費デフレーターでは、2015年度比で、2024年度には、事業費が1.3倍に高騰している。

農業農村整備事業は、農作物の品質の向上、収量の安定化を図るために、定期的を実施することが必要であり、農業経営と一体的なものであるが、事業実施に伴い発生する受益者負担が事業費の高騰により、農業経営を圧迫している状況にある。

事業費の高騰に伴う農家負担の増大は、今後の農業農村整備事業の推進や、農地流動化に支障をきたす可能性が高く、将来の食料安全保障の構築にも影響を及ぼすおそれがある。

このため、農業農村整備事業における農家負担の軽減に努めること。

10 農地における太陽光発電設備の設置について

現在、2040年度までに、北海道の日本海岸において洋上風力発電設備の設置に関する計画が進められている状況にある。

北海道が目指している導入目標は、最大で1,465万Kw発電を目指している。

この発電量は、北電が公表している北海道における最大消費電力569万1千Kwの3倍近くの発電量となる。

この一方で、北電は、「ほくでんグループ経営ビジョン2035」において2050年度には、発電の6～7割を原子力発電にするとしている。

洋上風力発電の導入目標から考えた場合、2050年度において、北海道内の発電量の6～7割を原子力発電とした場合、最大で4,883万Kwとなり、全国の約4割を北電が発電する試算となる。

エネルギー政策においては、行政と電力会社の計画が乖離している状況にあり、矛盾が生じている状況にある。

北海道の洋上風力発電の設置計画や北電の経営ビジョンにおいて、太陽光発電に頼らずとも、計画では道内への電力供給が可能な計画となっていることから、将来的には農地に太陽光発電設備を設置する必要性が乏しくなると考えられる。

優良農地を確保する観点から、エネルギー政策の矛盾を解消するとともに、農地における営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用の仕組みを廃止すること。

1.1 鳥獣被害対策の充実について

改正鳥獣保護管理法により令和7年9月より、緊急猟銃として、市街地等に出没したクマ等に対する発砲が可能となったが、これにより、農産物等への鳥獣被害が減少するわけではないと考えられる。

また、現行の鳥獣駆除については、本来、狩猟を目的とするハンターへ協力を求めて駆除するやり方であり、現在、我が国には、鳥獣駆除を目的とした組織等が存在していない。

北海道における野生鳥獣による農林水産業被害は、令和元年以降増加傾向となっており、鳥獣被害の抜本的対策が必要な状況となっている。

抜本的に鳥獣被害を防止するためには、① 野生鳥獣の絶対数の減少と厳格な管理 ② 農地への侵入防止措置 ③ 駆除におけるあり方の再整理が必要である。

また、農地への侵入防止措置を講じようとする場合、山際などの森林部分との境目に侵入防護柵を設置するとともに、ほ場において電気牧柵を設置することで、効果的な侵入防止措置となると考えられるが、現行の補助事業では、いずれか一方の柵にしか対応できないなど、効果的な防止措置を講じることができない状況となっている。

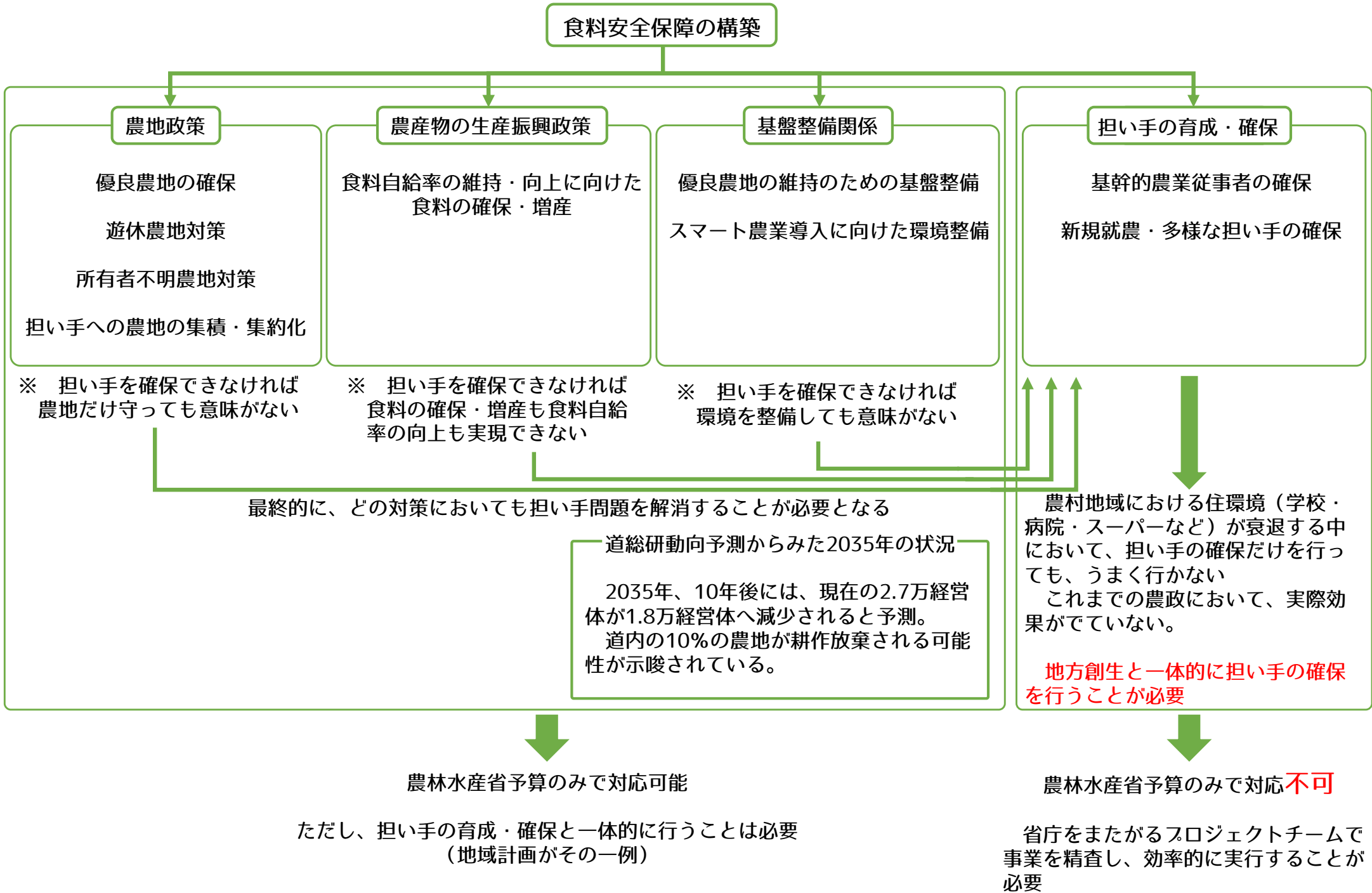
このため、鳥獣被害対策として、野生鳥獣の厳格な管理を行うことや、ハンター以外による鳥獣駆除の方法の検討、並びに、中山間直接支払制度等の補助事業における鹿柵・侵入防護柵、電気牧柵の設置について、柔軟な対応を行うこと。

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書
(解説資料)

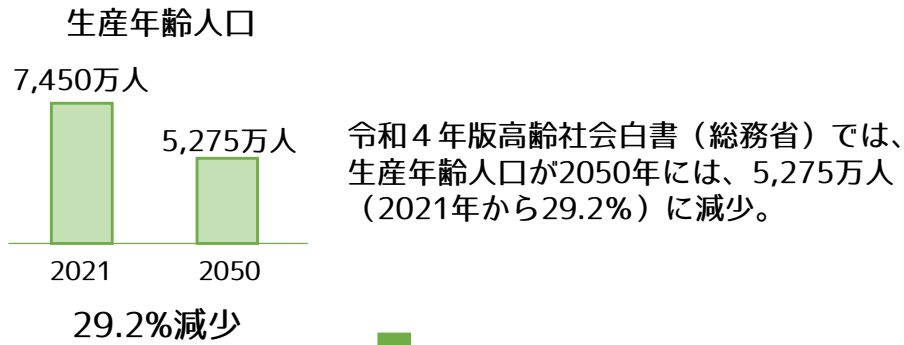
令和 7年11月

一般社団法人 北海道農業会議

担い手の育成・確保に必要な方向性について



生産年齢人口の減少に伴う対策（厚生労働省）



令和3年4月 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律改正

令和7年4月から**65歳**までの**雇用確保の完全義務化**

高齢化に伴う**労働力不足**を補うために**高年齢者**が働く機会を確保し、**安定した雇用**を促進するために改正

新規就農者育成総合対策（農林水産省）

令和3年度	農業人材力強化総合支援事業	補助対象	49歳以下
令和4年度	新規就農者育成総合対策	補助対象	49歳以下
令和5年度	新規就農者育成総合対策	補助対象	49歳以下
令和6年度	新規就農者育成総合対策	補助対象	49歳以下
令和7年度	新規就農者育成総合対策	補助対象	49歳以下

日本の生産年齢人口の平均年齢

41.1歳（2023）

農業者の平均年齢

68.7歳（2023）



支援内容

- ① 経営発展支援事業（機械リース等） 上限1,000万円
（②対象者は500万円）
- ② 経営開始資金 150万円/年（最長3年間）
※ 研修期間中に雇用されないことが条件
- ③ 就農準備資金 150万円/年（最長2年間）

計 **1,250万円**（最大）

令和2年国勢調査では、

50～65歳で就業していない人口は、**790万人**

※ 26～49歳は、1,100万人

トマトの施設栽培で新規就農

育苗ハウス1棟	150万円
栽培ハウス7棟	1050万円
農舎 1棟	？
トラクター50PS	800万円
温水暖房機80,000kcal	？
温水ボイラー33,000kcal	？
軽トラック 等	100万円

初期費用は、**2,000万円**以上は絶対必要

年齢制限の引き上げ又は撤廃により、シニア層も担い手として農業就業人口を確保することが必要

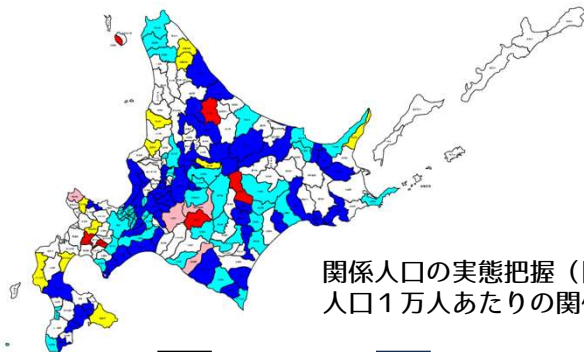
支援内容の再構築が必要

関係人口の増加による地域の活性化（マイナンバーカードを活用した地方創生）

地方創生2.0

東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正



関係人口の実態把握（国土交通省）
人口1万人あたりの関係人口の訪問者数



数値化すると、北海道の**関係人口**は、**2,000**人弱
5万人以上の都市を除くと、**357**人程度
※ 実態を把握できていないと思われる。

都道府県別経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）
（国土交通省）

1位	三重県	239,996
32位	北海道	188,203
35位	群馬県	185,646
38位	埼玉県	178,914
43位	神奈川県	165,130
44位	千葉県	161,591
47位	東京都	135,201

※ 通勤費用を含めた経済的豊かさ

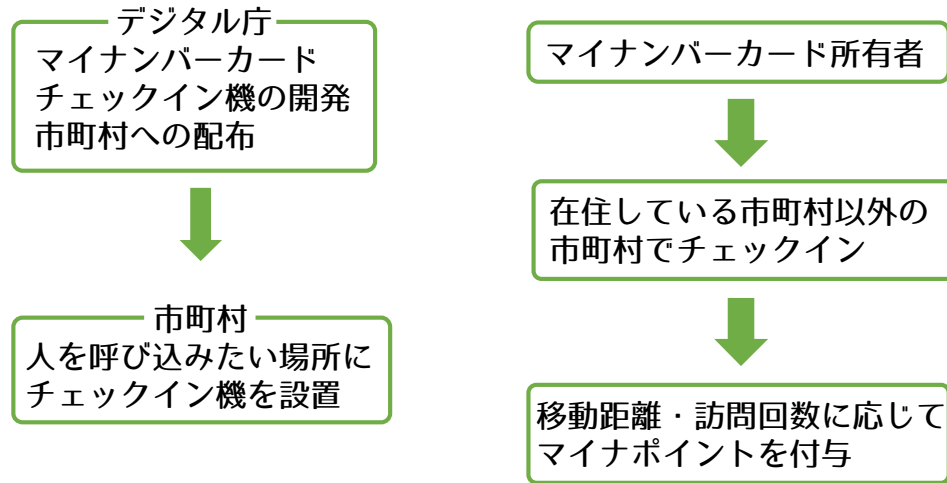
【 マイナンバーカードの普及率 】



国民の**78.5%**がマイナンバーカードを所有

デジタル庁HP 令和7年5月時点

【 マイナポイントを活用した関係人口の創出 】



【 期待できる効果 】

- 新たな関係人口の創出と地域の活性化
- 関係人口の実態把握
- マイナンバーカードの普及率の向上

地方創生による地域の活性化（民間活力の活用）

都道府県別の市町村の職員数

順位	都道府県	一般行政部門 職員数 (市町村)
1	東京都	75,944
2	大阪府	43,156
3	愛知県	41,563
4	神奈川県	41,231
5	埼玉県	34,400
6	北海道	33,980
7	千葉県	31,219
8	兵庫県	27,581
9	福岡県	23,660

※ 2023総務省データ

都道府県の市町村別の職員数の平均

順位	都道府県	一般行政部門 職員数 (市町村)
47	高知県	180
46	北海道	190
45	青森県	195
44	長野県	198
43	山形県	201
42	山梨県	204
41	沖縄県	208
2	東京都	1,225
1	神奈川県	1,249

※ 2023総務省データを市町村数で割った数値

北海道は、市町村の職員数（全体）が多いと言われるが、一市町村当たりの職員数では、全国46位、農村部を抱える道県（地方創生が必要な道県）ほど、マンパワーが不足。

国内の上場企業数

約 4,000 社

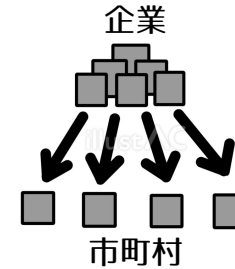
東京都内の上場企業数

約 2,000 社



市町村数

1,724 市町村



各市町村を割当

企業のアイディアを地方創生に活用

上場企業による社会貢献制度の創設

東川町とモンベル (mont・bell) 2017年 包括連携協定を締結

上川町 2016年 上川大雪酒造 三重県の酒造会社を上川町に移転
日本酒を活用した地方創生ビジネスのイノベーションを目指している。

民間活力の活用

市町村

企業

人員の少ない市町村では、
日常業務でいっぱい
地方創生のための新たな発想が
出てきにくい

民間の柔軟な発想

地方創生の実現

主食（米飯）における基本的考え方の再整理の必要性

お米と食料安全保障（農林水産省HP）

お米で考える「安全保障」

食料自給率の向上はとりわけ重要で、私たちの未来に深く関係しています。私たちの主食である「お米」は、唯一の国内で自給可能な穀物であり、国外で起きる食料供給上のリスクに対して影響をもっとも受けにくい、「安全な食料」の最たるものです。

この状態が持続可能なものであり続けるためには、私たち一人ひとりが、これまでと変わらず、いえ、もう少しお米を食べる機会や量を増やすことが、とても効果的であり、「確かなミライ」のために毎日の暮らしのなかですぐにできる行動なのです。

国内のお米消費の減少—世界的には需要増

食生活の変化や高齢化に伴い、米の1人1年あたりの年間消費量は、1962年（昭和37）をピークに減少傾向となっています。ピーク時には一人あたり年間118kgの米を消費していましたが、日本が高度経済成長の時代を迎え、その後、食生活が大きく変化したこと等によって、令和3年度のお米の一人あたりの年間消費量は半分以下の51.5kgになっています。

国内条容量の減少に伴い、2022年の主食用米生産量は675万tと、ピーク時（1967年1,445万トン）の半分以下となっています。

一方、気候変動や新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻などの影響もあって、小麦や大豆などの穀物価格が世界的に高騰していることより、世界的には、お米の需要が増加しています。USDA（アメリカ合衆国農務省）のレポートによると、2021年の世界の米消費量は2019年比で4.5%増加しています。

2022年は、気候変動や新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻に加えて、パキスタンの大洪水による影響で、世界的にはお米の収穫量の減少が見込まれており、さらに食料安全保障への危機感が増えています。

世界では今この時も、食べるものに困っている人（飢餓人口、栄養不足人口）が約12億人もいます。日本は人口約1.2億人なので、10倍もの人々が生存の問題に直面しています。毎日不自由なく食べられることは、決して当たり前のことではないのです。

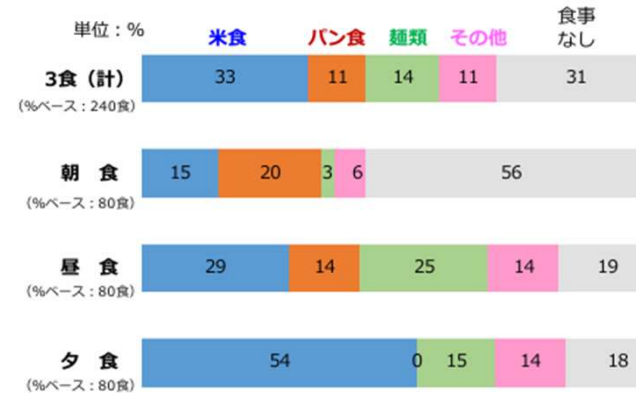
令和3年度 需要に応じた生産
令和4年度 需要に応じた生産 + 畑地化の促進
令和5年度 需要に応じた生産 + 畑地化の促進
令和6年度 需要に応じた生産 + 水田政策の見直し + 令和の米騒動
令和7年度 需要に応じた生産 + 令和9年度に向けて生産拡大

需要に応じた生産を求めた結果が

1,445万トン → 675万トン → 令和の米騒動
昭和42年 令和4年度 食料供給上のリスクを農政が作ってしまった。

【農林水産省 食生活・ライフスタイル調査 ～令和5年度～】

■ 食事別の主食の構成比（全体）



輸入が途絶した場合、米食は33%から69%になる。

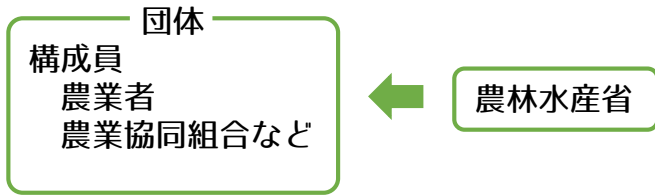
675万トン → 1,411万トン必要になる。

現在の日本に、1,411万トンの米を作ることができる余力はないと思われる。

令和の米騒動により、増産の方向性が出されているが、将来を見据えた主食における基本的考え方を再整理することが必要

農産物の再生可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」が令和7年6月11日に成立



適正価格の作成・公表

農林水産省が認定した団体が、適正価格の指標を作成し公表する仕組みとなっている。



「コメは、5キロ**3,000**円台でなければならない。」

米価高騰

事実上の米の店頭価格の**上限値**

コメ5キロの店頭価格が**4,000**円台となることを**明確に否定**

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の法案が可決する前に、コメの店頭価格の上限額が政府によって設定されてしまった。

世界情勢の不安定化

- ロシアのウクライナ侵攻 2022年 2月～ 長期化
- イスラエル・イラン 2025年6月
- 中国・台湾の緊張状態 2021年くらい～
- 地球温暖化の影響

今後も、**農業用資材**等が高騰する**要因**が**多数存在**

今後、コメ5キロの**店頭価格**が**4,000**円となることもあるのでは？

年度	米の全算入生産費 (個人経営) 60* _円	米の相対取引価格 (通年平均) 60* _円	収支	5キロ店頭価格 (通年平均)
令和5	15,948円	15,315円	赤字経営	2,233円

農林水産省統計データより

需要に応じた生産（農林水産省）
農政を展開した結果

年度	米の全算入生産費 (個人経営) 60* _円	米の相対取引価格 (通年平均) 60* _円	収支	5キロ店頭価格 (通年平均)
令和6	—円	25,353円	?	3,926円

2024年9月-2025年5月：農林水産省統計データより

再生産可能な価格の設定に当たり、国が責任を持った対応が必要。

再生産可能な価格の設定等が困難な場合に、所得補償制度が必要。

備蓄米の運用方法の確立

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

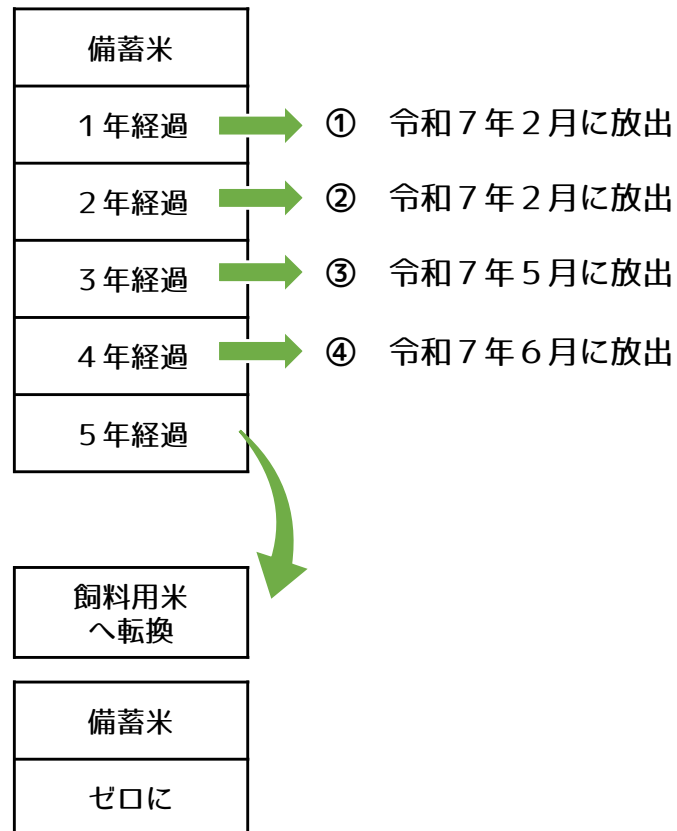
第3条第2項（定義）

この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態を備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

これまでの備蓄米の運用

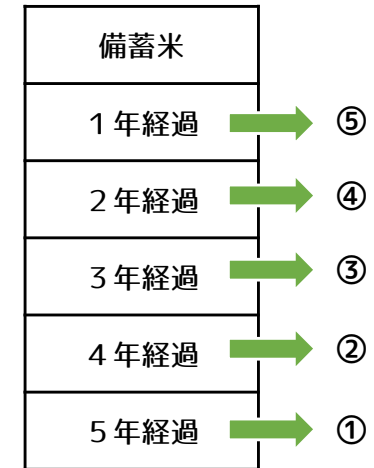


令和の米騒動による 備蓄米の放出



新しい米から放出してしまっている
これでは、複数年、生産量が減少した場合に対応できない。

備蓄米を放出すべき順番



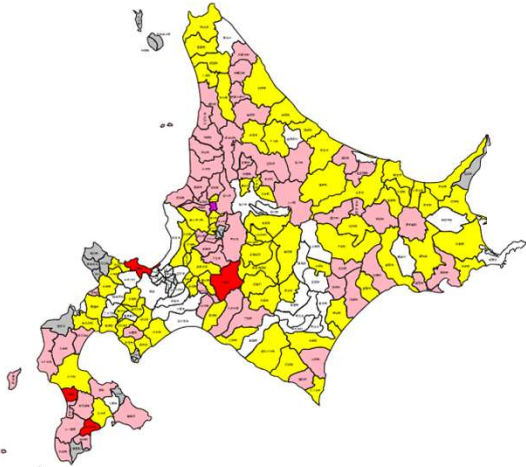
古い米から放出しないと、複数年の生産量減少には、対応できない。




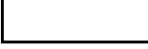

備蓄米の運用方法を確立することが必要

また、備蓄量についても検討することが必要

大規模化に対応するための支援施策の構築

2050年の認定農業者数から推測した農業者の経営面積規模
(令和5年と比較した場合の経営面積の倍率)



	3.0倍以上	4 市町村
	2.0倍以上	6 0 市町村
	1.5倍以上2.0倍未満	7 1 市町村
	1.5倍未満	3 2 市町村
	推測不能	1 2 市町村

農地の総量を維持することを前提とした場合、2050年に
1.5倍以上の経営面積になる市町村は、135

北海道農業を維持していくために、必要なのは、経済財政運営と改革の基本方針2025や新たな食料・農業・農村基本計画で示されている、農地の大区画化だけでなく、農地を引き受けることができる環境を整備することも必要ではないか？

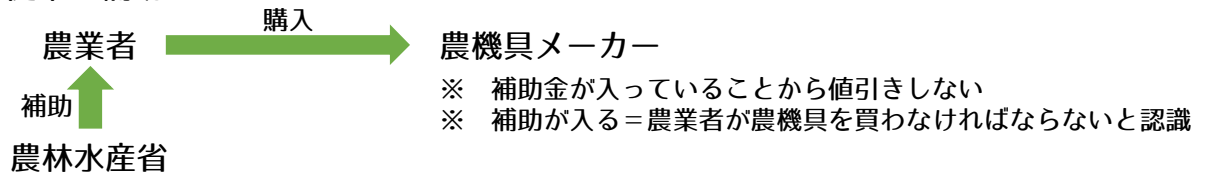
規模拡大における課題

- 大規模経営を行うためには、農業用機械のスペックを上げる必要がある。
※ 農業用機械の高騰が課題。高過ぎて導入できない。
- スマート農業の導入をするにも、導入費用が高すぎる。

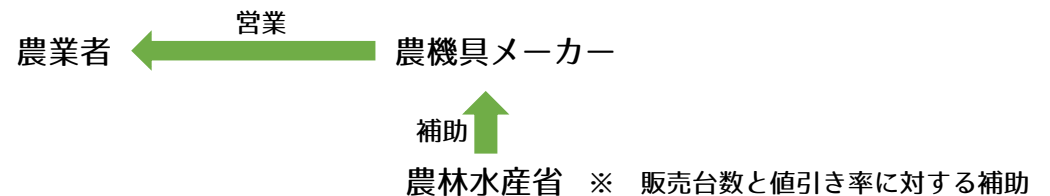
従来の農業用機械の補助の課題

- メーカーが一切値引きをしない。
※ 補助金が入っているとわかると足元を見られる。
※ 場合によっては、補助なしで購入した方が安い。
- 個人農家では、補助事業を活用できない。
※ 機械整理合理化通達により、個別経営体への支援が禁止されている。
- そもそも、農業用機械等の定価がわからない。

従来の補助



農業機械の価格抑制のイメージ



持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立について

国土交通省 建設工事費デフレーター

	土木	農林関係 公共事業
2015年度	100.0	100.0
2022年度（暫定）	118.9	119.9
2023年度（暫定）	122.8	123.9
2024年度（暫定）	128.2	129.5

約 1.3 倍

近年の資材高騰等により、事業費も1.3倍に高騰。

農業農村整備事業の推進等に関するアンケート調査結果

地元負担（市町村及び農家）の軽減について

工事費高騰を踏まえた農家負担の軽減	45
農家負担軽減対策事業の着実な推進	38
促進費等の充実強化	25
地方財政措置の充実強化	22
その他	4

（回答：100団体）

- 近年、労務単価や資材費が高騰しており事業費が増加していることから、組合員の負担が大きくなっている。
- 工事費自体が高騰してきているので高騰対策が必要。

など

北海道土地改良事業団体連合会調べ

農業農村整備事業の必要性と課題

排水・かんがいの改善によって、水管理が適切にできるようになるなど、作物の品質・収量の安定や、機械作業効率の向上など、農業生産力の維持・向上のために、定期的に土地改良事業を実施することが必要。

しかしながら、生産コストの高騰などにより受益者による負担能力が低下している状況にある。

農業農村整備事業（基盤整備事業）は必要であるが、受益者負担が増大していることが課題となっている。

受益者負担が増大することは、食料安全保障上必要となる農業農村整備事業の推進や、その後の農地流動化に支障を生じる可能性がある。

農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議（令和7年5月27日 自民党）

事業実施に係る農業者、地方公共団体等の負担を軽減するため、補助率のかさ上げ、地方財政措置を手厚くすること、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実を図ること等の対応により、円滑かつ着実な事業の執行が図られるよう国としても後押しすること。

負担軽減対策の構築

持続可能な農業経営と農業農村整備事業を両立するために

- 農家負担の軽減
事業費の高騰による過度な農家負担とならないよう対策を講じることが必要。



道内での40年度までの
洋上風力の導入目標を
最大**1,465**万kw

北海道における洋上風力発電
の取組状況
北海道経済部2024/10/10

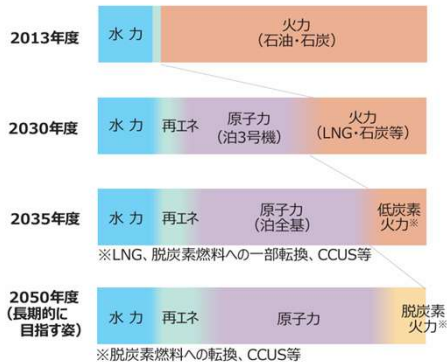
経済産業省資源エネルギー庁
2023/05/12

北海道における最大消費電力

2023年01月25日 **569万1千**kw
2011年01月12日 557万2千kw

最大電力の記録更新について（ほくでんネットワーク）

ほくでんグループの発電部門における電源構成（イメージ）
【発電力量の比率】



泊原発全3基が再稼働すれば、
2050年度には、発電の**6～7**割が**原子力**発電に

ほくでんグループ経営ビジョン2035

2040年度までの洋上風力発電の導入目標**1,465**万kwは、北海道における**最大消費電力の2倍**を優に**超える**

洋上風力発電だけで、道内の消費電力（最大569万1千kw）を賅うことができる。

しかし、北電の経営ビジョンでは、**2050**年度に、発電の**6～7割**を**原子力発電**にするとしている。

洋上風力発電の目標をベースにすると、2050年度の北電の総発電量は、**3,662**万kw～**4,883**万kwということになる。

全国の約**4**割を北電が発電する計算になる。

北海道に営農型太陽光発電は、必要？

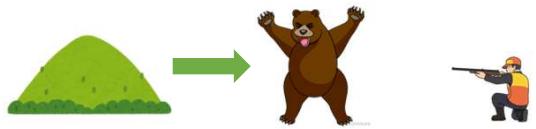
ニッポンのすべての屋根に太陽光発電を！

2050年カーボンニュートラル実現に向けて太陽光発電の2030年稼働目標とチャレンジ
一般社団法人太陽光発電協会（2021年3月8日）経済産業省HPより

エネルギー政策の矛盾を解消するとともに、農地における**営農型**太陽光発電設備の設置に係る一時転用の仕組みを**廃止**すること。

鳥獣被害対策の充実について

改正鳥獣保護管理法により令和7年9月より、緊急銃猟として、市街地等に出没したヒグマ等に対する発砲が可能となった。



駆除できるようになっただけで、鳥獣被害が減少するわけではない。

現行の鳥獣駆除



ハンターの本来の姿



狩猟



駆除ではない

現在の鳥獣駆除は、ハンターの善意によって成り立っている。

農産物における鳥獣被害を減少させるためには

- 鳥獣の絶対数の減少と管理
- 農地への侵入の防止
森林部分での防護柵とほ場における電気牧柵のセットが効果的
- 駆除におけるあり方の再整理

が必要となる。

鳥獣被害対策の課題

- ハンターによる鳥獣駆除が、事実上のボランティアであることの再認識の必要性
- 補助事業において防護柵と電気牧柵を2重で敷設することができない。
2重補助と捉えられる。
- 補助事業に柔軟性がない。

- 鳥獣数の厳格な管理
- ハンター以外による鳥獣駆除の手法の創設
- 中山間直接支払制度等の補助事業における鹿柵・防護柵・電気牧柵の設置の柔軟性の構築



山際に防護柵、ほ場に電気牧柵を行うことで効果的に鳥獣の侵入と農産物への被害を防止することができるが、現行の補助事業では2重補助とみなされてしまう。